

# 第96回 定時株主総会 招集ご通知

## INDEX

■ 第96回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
■ 事業報告	18
■ 連結計算書類	49
■ 計算書類	52
■ 監査報告書	55

<b>開催日時</b>	2019年6月27日（木曜日） 午前10時 受付開始 午前9時
<b>開催場所</b>	東京都中央区京橋1丁目10番7号 KPP八重洲ビル7階 AP東京八重洲通り
<b>決議事項</b>	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の内容改定の件



## 株主の皆様へ

第96回定時株主総会を6月27日（木）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

また、2018年度の概況と今後の取り組みについてご報告申し上げますので、ご高覧ください。

2019年6月  
代表取締役社長

今井雅則

“喜び”を実現する  
企業グループへ

### 目次

■ 第96回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
第96回定時株主総会招集ご通知添付書類	
■ 事業報告	18
■ 連結計算書類	49
■ 計算書類	52
■ 監査報告書	55

# 株主各位

東京都中央区京橋一丁目7番1号  
戸田建設株式会社  
代表取締役社長 今井 雅則

## 第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または、電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページから4ページのご案内に従って、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

**1 日 時** 2019年6月27日（木曜日）午前10時

**2 場 所** 東京都中央区京橋1丁目10番7号  
KPP八重洲ビル7階 AP東京八重洲通り

（昨年度と会場を変更しておりますので、末尾の会場ご案内をご参照の上、お間違えないようご注意ください。）

### 3 目的事項

#### 報告事項

1. 第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
事業報告および連結計算書類ならびにその監査結果報告の件
2. 第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の内容改定の件

以 上

- (1) 当日ご出席の際はお手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 株主総会招集ご通知添付書類の、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.toda.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。  
なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- (3) 株主総会参考書類および添付書類を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.toda.co.jp/ir/>）に掲載いたします。

## 議決権行使のご案内

当社では、書面（議決権行使書用紙）または、電磁的方法（インターネット等）により議決権をご行使いただくことができますので、ご案内申し上げます。



### 株主総会への出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、  
**会場受付にご提出**ください。



### 書面(議決権行使書用紙)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、  
**2019年6月26日(水曜日)午後5時30分**までに  
到着するようご返送ください。  
なお、各議案につきまして賛否のご表示がない場合は、  
賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



### インターネットによる議決権の行使

スマートフォンまたはパソコンから当社指定の議決権行使ウェブサイト  
(<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、  
**2019年6月26日(水曜日)午後5時30分**までに  
議案に対する賛否をご入力ください。

### 機関投資家の皆様へ

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。



「ネットで招集」  
のご案内

本招集ご通知をウェブサイトに掲載しております。  
また、議決権行使サイトにもリンクしております。  
<https://s.srdb.jp/1860/>



## インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票（右側）に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

#### 1 QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

#### 2 議決権行使方法を選ぶ



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、下の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

<https://evote.tr.mufg.jp/>

#### 1 議決権行使サイトにアクセスする



#### 2 ログインする



お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

#### 3 パスワードを登録する



「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」をそれぞれ入力

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ご注意事項

- 書面（議決権行使書）の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権の行使は、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明な点がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
- パスワードの取扱いは、株主総会招集の部度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 2.パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いいただきますよう、お願い申し上げます。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関する  
お問い合わせ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

☎ 0120-173-027（受付時間 午前9時から午後9時まで、通話無料）



## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役10名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	取締役会への出席状況	
1	いまい まさのり 今井 雅則	再任 社外	新任 独立	代表取締役社長・執行役員社長 人財戦略室長	100% (17 / 17回)
2	きくたに ゆうし 鞠谷 祐士	再任 社外	新任 独立	代表取締役専務執行役員 管理本部長	100% (17 / 17回)
3	みやざき ひろゆき 宮崎 博之	再任 社外	新任 独立	代表取締役専務執行役員 建築本部長	100% (17 / 17回)
4	ふじた けん 藤田 謙	再任 社外	新任 独立	代表取締役専務執行役員 土木本部長	100% (13 / 13回)
5	とだ もりみち 戸田 守道	再任 社外	新任 独立	取締役専務執行役員 価値創造推進室長	94% (16 / 17回)
6	おおとも としひろ 大友 敏弘	再任 社外	新任 独立	取締役常務執行役員 総務部長・リスクマネジメント室長	100% (17 / 17回)
7	うえくさ ひろし 植草 弘	再任 社外	新任 独立	取締役常務執行役員 戦略事業推進室長	100% (17 / 17回)
8	しもむら せつひろ 下村 節宏	再任 社外	新任 独立	社外取締役	88% (15 / 17回)
9	あみや しゅんすけ 網谷 駿介	再任 社外	新任 独立	社外取締役	100% (17 / 17回)
10	いたみ としひこ 伊丹 俊彦	再任 社外	新任 独立	社外取締役	100% (13 / 13回)



候補者番号

1

いまい まさのり  
**今井 雅則**

再任

生年月日 / 1952年7月21日生

所有する当社の株式数 / 12,000株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月	当社に入社	2008年 4月	当社執行役員
2001年10月	当社大阪支店京滋建築総合 営業所長	2009年 8月	当社大阪支店長 当社常務執行役員
2004年 2月	当社大阪支店支店次長 (建築営業担当)	2013年 3月	当社建築本部執務
2005年 4月	当社大阪支店副店長 (建築営業担当)	2013年 4月	当社執行役員副社長
2007年 2月	当社大阪支店副店長(建築担当)	2013年 6月	当社代表取締役社長(現任) 当社執行役員社長(現任)
		2014年 3月	当社人財戦略室長(現任)

取締役候補者  
とした理由

今井雅則氏は、代表取締役社長に就任以来、戸田建設グループグローバルビジョンを掲げ、喜びを実現する企業グループを目指し新中期経営計画策定を指揮し、グループ経営への転換、および社内業務・組織改革等、企業価値の向上へ向け陣頭に立ってまいりました。全てのステークホルダーを意識した経営の監督と執行、取締役会における意思決定機能の強化を通じて、当社グループの持続的成長につなげるべく、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

きくたに ゆうし  
**鞠谷 祐士**

再任

生年月日 / 1954年2月6日生

所有する当社の株式数 / 13,000株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月	当社に入社	2011年 4月	当社常務執行役員
2001年 2月	当社建築企画室長	2012年 3月	当社管理本部長(現任)
2007年 4月	当社執行役員 当社総合企画部長	2012年 4月	当社専務執行役員(現任)
2011年 3月	当社総合企画室長	2012年 6月	当社代表取締役(現任)

取締役候補者  
とした理由

鞠谷祐士氏は、長年にわたり企画部門を担当、それに加え人事・財務部門等を所管する管理本部の責任者を務めるなど、経営および人事・財務の豊富な経験・実績を有しており、当社グループ経営の推進および業務効率化の推進に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号  
**3**

みやざき ひろゆき  
**宮崎 博之**

再任

生年月日 / 1953年12月20日生  
所有する当社の株式数 / 8,000株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1976年 4月	当社に入社	2012年 3月	当社九州支店長
2005年 4月	当社東京支店建築部長	2015年 3月	当社建築本部長（現任）
2007年 4月	当社建築工務部長	2015年 4月	当社専務執行役員（現任）
2010年 4月	当社執行役員	2015年 6月	当社代表取締役（現任）

**取締役候補者  
とした理由**

宮崎博之氏は、長年にわたり建築工事部門の責任者を務め、建築分野における豊富な経験と実績を有しており、これまで建築本部長として当社の建築事業を統轄してきた実績を踏まえ、今後の建築部門の持続的成長への基盤づくりに適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号  
**4**

ふじた けん  
**藤田 謙**

再任

生年月日 / 1959年 1月27日生  
所有する当社の株式数 / 7,000株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1982年 4月	当社に入社	2018年 3月	当社土木本部長（現任）
2005年 5月	当社大阪支店土木営業第1部長	2018年 4月	当社専務執行役員（現任）
2010年 3月	当社大阪支店支店次長	2018年 6月	当社代表取締役（現任）
2014年 3月	当社広島支店長		
2015年 4月	当社執行役員首都圏土木支店長		

**取締役候補者  
とした理由**

藤田 謙氏は、長年にわたり当社の土木営業部門において、大阪支店、広島支店、および首都圏土木支店の責任者を務めるなど、当社土木事業における豊富な経験と実績を有しております。また、これまで土木本部長として当社の土木事業を統轄してきた実績を踏まえ、今後の土木事業の持続的成長への基盤構築に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

5

とだ もりみち  
戸田 守道

再任

生年月日 / 1957年3月1日生

所有する当社の株式数 / 3,018,540株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当社に入社	2003年 6月	当社代表取締役副社長 当社建築本部長 (兼) 建築営業統轄部長
1994年 6月	当社取締役	2005年 6月	当社代表取締役 当社執行役員副社長
1995年 5月	当社東京支店副店長 (土木担当)	2007年 6月	当社監査役
1996年 6月	当社常務取締役	2014年 6月	当社取締役 (現任) 当社専務執行役員 (現任) 当社価値創造推進室長 (現任)
1998年 7月	当社東京支店長		
2000年 6月	当社専務取締役		

取締役候補者  
とした理由

戸田守道氏は、長年にわたり建築・土木両部門の営業および工事の統轄責任者を経験し、2007年からは監査役として当社取締役の職務執行の監査を行った経験を有しております。

また、2014年からは価値創造推進室を所管し、当社の持続的成長への基盤づくりを指揮しており、その実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

6

おおとも としひろ  
大友 敏弘

再任

生年月日 / 1955年5月16日生

所有する当社の株式数 / 18,000株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月	当社に入社	2014年 4月	当社常務執行役員 (現任)
2003年10月	当社法務部長	2014年 6月	当社取締役 (現任)
2011年 3月	当社総務部長 (現任)		
2011年 4月	当社執行役員		
2014年 3月	当社リスクマネジメント室長 (現任)		

取締役候補者  
とした理由

大友敏弘氏は、長年にわたり人事・総務部門の責任者を務め、それに加え法務・リスク管理部門を務めるなど、企業経営における管理業務全般に関する経験と実績を有しております。それらの実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号  
**7**

う え く さ  
**植草**

ひろし  
**弘**

再任

生年月日 / 1959年11月3日生  
所有する当社の株式数 / 4,000株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当社に入社	2012年 4月	当社執行役員
2008年 3月	当社関東支店土木営業部長	2014年 3月	当社土木営業統轄部長
2010年 3月	当社関東支店支店次長 (土木担当)	2014年 4月	当社常務執行役員 (現任)
2011年12月	当社東京支店副店長 (土木担当)	2014年 6月	当社取締役 (現任)
		2017年 3月	当社戦略事業推進室長 (現任)

### 取締役候補者 とした理由

植草 弘氏は、長年にわたり土木営業部門の責任者を務めるなど、土木部門における豊富な経験を有しており、これまで当社の土木営業統轄部長として土木営業部門を統轄してまいりました。  
また、2017年からは当社戦略事業推進室を所管し、当社の持続的成長への基盤づくりを指揮しており、その実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号  
**8**

しもむら  
**下村**

せつひろ  
**節宏**

再任

社外

独立

生年月日 / 1945年 4月28日生  
所有する当社の株式数 / 5,000株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2001年 6月	三菱電機(株)取締役	2012年 6月	日本原子力発電(株)社外監査役 (現任)
2003年 4月	同社常務取締役	2014年 4月	三菱電機(株)取締役相談役
2004年 4月	同社代表執行役、執行役副社長	2014年 6月	同社相談役
2006年 4月	同社代表執行役、執行役社長	2014年 6月	当社取締役 (現任)
2006年 6月	同社取締役、代表執行役、 執行役社長	2018年 6月	三菱電機(株)特別顧問 (現任)
2010年 4月	同社取締役会長		

### 社外取締役 候補者とした 理由

下村節宏氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただくなど、経営を適切に監督していただいております。当社のコーポレート・ガバナンスに資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号  
**9**

あみ や しゅん すけ  
**網谷 駿介**

再任  
社外

生年月日 / 1946年6月12日生

所有する当社の株式数 / 4,000株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年 7月	日本電信電話(株)理事	2008年 6月	日本電信電話(株)常勤監査役
1999年 7月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ(株)取締役	2012年 6月	(一社) 情報通信設備協会会長
2002年 6月	同社常務取締役	2014年 6月	当社取締役 (現任)
2004年 6月	エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株) 代表取締役副社長		

### 社外取締役 候補者とした 理由

網谷駿介氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただくなど、経営を適切に監督していただいております。当社のコーポレート・ガバナンスに資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号  
**10**

い た み と し ひ こ  
**伊丹 俊彦**

再任  
社外

生年月日 / 1953年9月2日生

所有する当社の株式数 / 一株

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月	東京地方検察庁検事任官	2016年11月	弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所 顧問 (現任)
2005年 4月	東京地方検察庁公安部長		
2010年 6月	最高検察庁総務部長		
2012年 7月	東京地方検察庁検事正	2018年 3月	(株)北國新聞社監査役 (現任)
2014年 7月	最高検察庁次長検事	2018年 6月	(株)セブン銀行社外取締役(現任)
2015年12月	大阪高等検察庁検事長	2018年 6月	当社取締役 (現任)

### 社外取締役 候補者とした 理由

伊丹俊彦氏は、東京地方検察庁検事正、最高検察庁次長検事、大阪高等検察庁検事長などの要職を歴任後、弁護士としてコーポレートガバナンス、および企業の危機管理並びに企業コンプライアンスに携わっており、豊富な経験と高度な専門的知見を有していることから、当社の経営に対し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で適切な助言・提言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数には、戸田建設役員持株会における各自の持ち分を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 下村節宏、網谷駿介、および伊丹俊彦の各氏は、社外取締役の候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者として指定し、同取引所へ届け出ております。3氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 下村節宏、網谷駿介、および伊丹俊彦の各氏は、現に当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって下村節宏、網谷駿介の両氏は5年、伊丹俊彦氏は1年になります。
5. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者である下村節宏、網谷駿介、および伊丹俊彦の各氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。また、3氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 神谷和彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。



ももい しゅんじ  
**百井 俊次** 新任 社外 独立 生年月日 / 1958年5月27日生  
 所有する当社の株式数 / 一株

#### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1984年10月	昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2000年 5月	同監査法人パートナー
1988年 3月	公認会計士登録	2005年 5月	同監査法人シニアパートナー（現任）

#### 社外監査役候補者とした理由

百井俊次氏は、公認会計士としての専門的な知識と企業監査における豊富な経験を有しており、その財務および会計に関する知見を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、百井俊次氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者百井俊次氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 百井俊次氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員候補者として届け出ております。  
 3. 当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者である百井俊次氏の選任が承認された場合、当社は百井俊次氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

## 第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の内容改定の件

当社は、取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）について、2016年6月29日開催の第93回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、導入いたしました。

今般、本制度が対象としておりました3事業年度（2017年3月末日で終了する事業年度から2019年3月末日で終了する事業年度まで）が終了いたしました。2020年3月末日で終了する事業年度以降についても本制度を継続するにあたって、本制度の内容を一部改定させていただきたく、本議案のご承認をお願いするものであります。

本制度の改定は、中長期的な業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるのみならず、環境保全をはじめとした持続可能な社会の構築に向けた取り組みの推進を目的としており、また、本制度の開始当初よりも取締役等が増加していることを踏まえた変更であり、本制度の継続ならびに改定は相当であると考えております。

なお、本制度の内容改定に際し、人事報酬諮問委員会の審議結果をふまえた上で本議案を付議しております。

本制度の対象となる取締役の人数は、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認された場合、7名となります。また、現時点で本制度の対象となる取締役を兼務しない当社と委任契約を締結している執行役員は27名となります。

### 本制度の一部改定について

#### (1) 本制度の改定内容

当社は、2019年9月30日に信託期間が満了する設定済みの役員報酬BIP信託について、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間を3年間延長し、本制度を継続します。本制度の継続にあたり、本株主総会において承認を得ることを条件として、従前の制度から以下の点を改定いたします。以下に記載する内容を除き、第93回定時株主総会招集ご通知に記載した本制度の内容を維持します。

## 本制度の一部改定事項

項目	改定前	改定後
業績達成条件の内容	毎事業年度の会社業績（連結売上高、連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益）の目標値に対する達成度に応じて変動	毎事業年度の会社業績（連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益および二酸化炭素の排出量）の目標値に対する達成度に応じて変動
当社が拠出する金員の上限	3事業年度ごとに185百万円	3事業年度ごとに245百万円

## 本制度における報酬等の額・内容等

## (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役および当社と委任契約を締結している執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限	・3事業年度を対象として、合計245百万円
取締役等が取得する当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法	・取締役等が付与を受けられることができる1年当たりのポイント数の総数の上限は140,000ポイント（140,000株） ・当該株式数の発行済株式の総数（2019年3月31日時点）に占める割合は約0.04% ・当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定
③業績達成条件の内容	・毎事業年度の会社業績（連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益および二酸化炭素の排出量）の目標値に対する達成度に応じて変動
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期	・原則として退任時

## (2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、連続する3事業年度（当初は2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。当社は、対象期間ごとに合計245百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(2)第2段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、信託期間中、当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計245百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、245百万円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定の期間を定めた上で、本信託の信託期間を延長させることがあります。

## (3) 取締役等が取得する当社株式等の算定方法および上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、毎事業年度の役位および会社業績（連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益および二酸化炭素の排出量）の目標値に対する達成度等に従って付与されるポイントに基づき、定まります。なお、1ポイント＝1株とし、

本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式の数を調整します。

取締役等が付与を受けることができる1年当たりのポイント数の総数の上限は140,000ポイントとします。

#### (4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、当該ポイントの80%（単元未満株式は切り捨て）の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。なお、取締役等が在任中に死亡した場合、原則としてその時点における累積ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、当該取締役等の相続人が、その換価処分相当額の金銭の給付を受けるものとします。

#### (5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

#### (6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

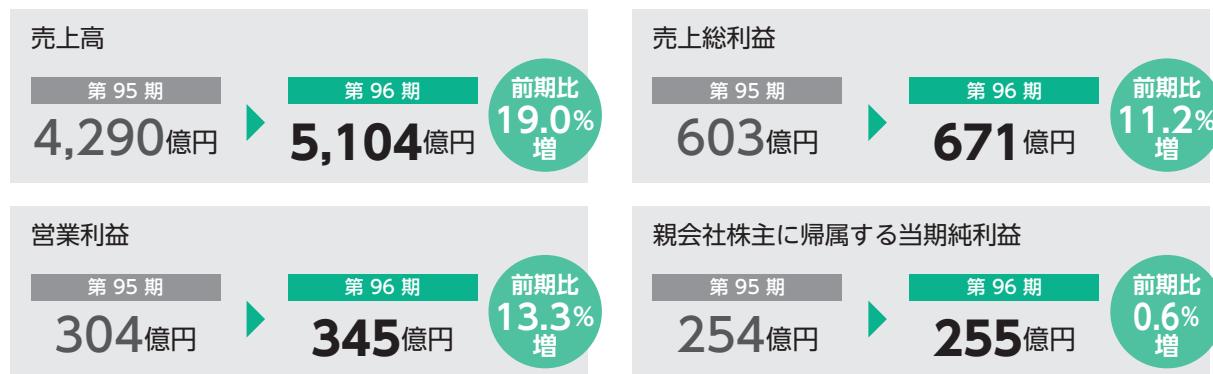
### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2018年4月1日～2019年3月31日）における国内景気は、雇用・所得環境が改善するなど、緩やかな回復が続いております。

建設業界におきましては、官公庁からの受注が減少したものの、製造業・非製造業ともに民間工事が増加したことで、全体としては前年度と比較し増加しております。しかしながら、労務・資材供給の逼迫などによる建設コストの上昇などの懸念を残したまま推移いたしました。

このような状況の中、当社グループの業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高につきましては、主に当社における完成工事高が増加したことにより、5,104億円と前連結会計年度比19.0%の増加となりました。利益面につきましては、主に国内建築における売上総利益が増加したことにより、売上総利益は671億円と前連結会計年度比11.2%の増加となりました。一方、販売費及び一般管理費につきましては人件費の増加等により、325億円と前連結会計年度比9.1%増加しましたが、営業利益は345億円と前連結会計年度比13.3%の増加となり、経常利益も374億円と前連結会計年度比13.5%の増加となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、減損損失が発生しましたが、投資有価証券売却益等により、255億円と前連結会計年度比0.6%の増加となりました。



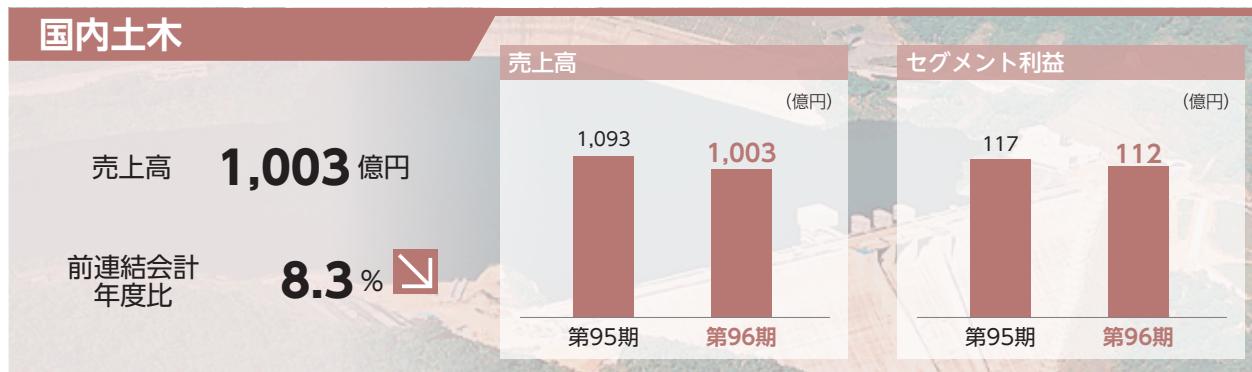
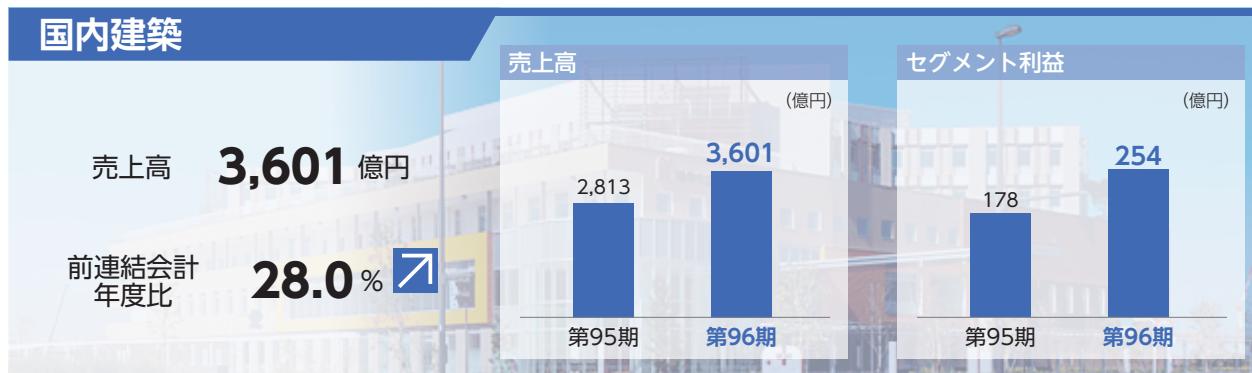
事業の種類別セグメントにおける業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントを「国内建築」、「国内土木」、「投資開発」、「国内グループ会社」、「新領域」、「海外」の6区分に変更しております。

### 【国内建築および国内土木】

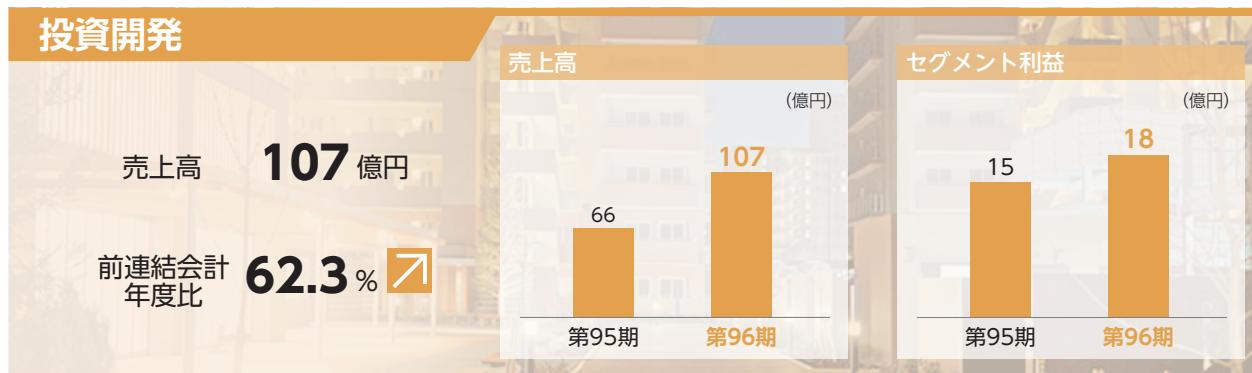
国内建築事業および国内土木事業におきましては、施工を核として建設物のライフサイクル全般にわたり、事業の展開を図ってまいりました。

この結果、国内建築事業の売上高は3,601億円（前連結会計年度比28.0%増）となり、セグメント利益は254億円（前連結会計年度比42.4%増）となりました。また国内土木事業の売上高は1,003億円（前連結会計年度比8.3%減）となり、セグメント利益は112億円（前連結会計年度比4.9%減）となりました。



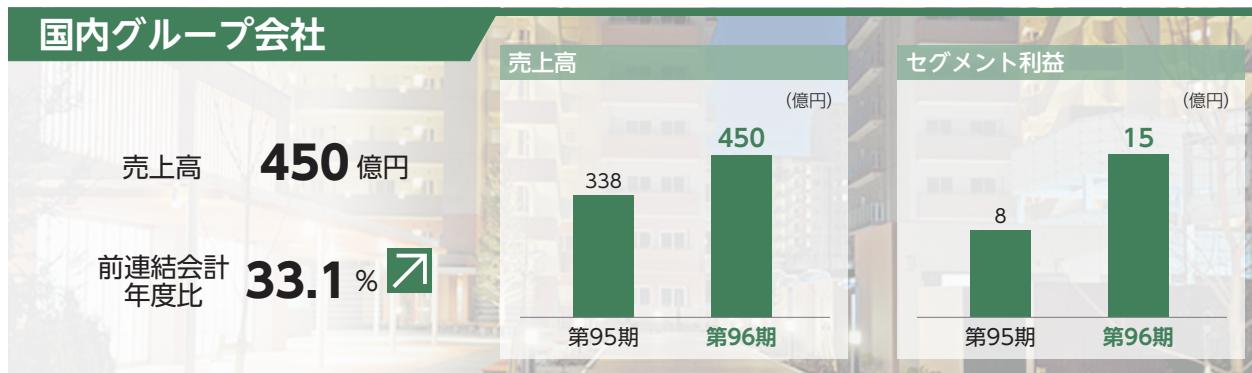
## [投資開発]

投資開発事業におきましては、保有する土地・建物の有効利用を図るとともに、賃貸ならびに国内建築事業および国内土木事業に付帯する販売を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高は107億円（前連結会計年度比62.3%増）、セグメント利益は18億円（前連結会計年度比18.4%増）となりました。



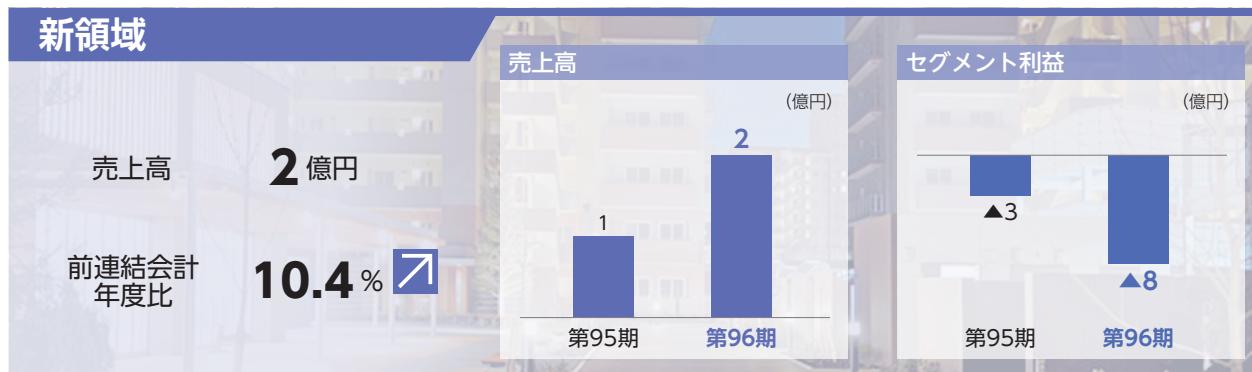
## [国内グループ会社]

国内グループ会社事業におきましては、国内の連結子会社が行う建築事業、土木事業、ビル管理を主とする不動産事業、ホテル業、グループ企業内を中心とした人材派遣業、金融・リース業を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高は450億円（前連結会計年度比33.1%増）、セグメント利益は15億円（前連結会計年度比78.6%増）となりました。



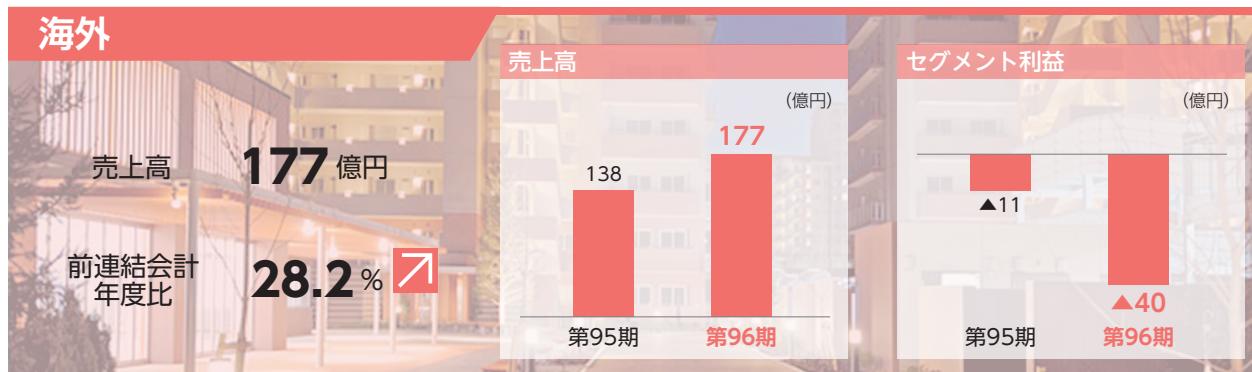
[新領域]

新領域事業におきましては、浮体式洋上風力発電等の新領域事業を展開しており、売上高は2億円（前連結会計年度比10.4%増）、セグメント損失は8億円（前連結会計年度は3億円のセグメント損失）となりました。



[海外]

海外事業におきましては、海外における建築事業、土木事業、不動産事業を展開しており、売上高は177億円（前連結会計年度比28.2%増）、セグメント損失は40億円（前連結会計年度は11億円のセグメント損失）となりました。



なお、当社個別の部門別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

### 当社個別の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
国内建築事業	469,353	381,711	355,064	496,000
国内土木事業	182,418	155,877	99,042	239,253
海外事業	9,261	2,217	4,550	6,928
(小計)	661,034	539,806	458,657	742,183
投資開発事業等	—	9,427	9,427	—
合計	661,034	549,233	468,084	742,183

### 当期の主な受注工事

- ・(学)東洋大学 東洋大学赤羽台キャンパス新校舎建設工事（増築）
- ・瀬谷駅南口第1地区市街地再開発組合 瀬谷駅南口第1地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物新築
- ・(学)文教大学学園 文教大学東京あだちキャンパス建築計画
- ・(公社)宮崎市郡医師会 宮崎市郡医師会病院等移転新築工事
- ・NTTファイナンス(株) (仮称)千葉物流センタE棟新築工事
- ・首都高速道路(株) (修)(仮称)神奈川局新社屋建築工事
- ・東京都財務局 城北中央公園調節池（一期）工事その2
- ・(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中央新幹線、上小山田非常口
- ・(同)OR山口美弥ソーラー発電所 OR山口美弥ソーラー発電所工事
- ・西日本高速道路(株) 新名神高速道路宇治田原トンネル東工事

## 当期の主な完成工事

- |                                    |                               |
|------------------------------------|-------------------------------|
| ・ 国家公務員共済組合連合会                     | 虎の門病院整備事業                     |
| ・ RW原木3 特定目的会社                     | (仮称) ESR市川ディストリビューションセンター新築工事 |
| ・ 新日鉄興和不動産(株)                      | (仮称) 日鐵日本橋ビル建替計画新築工事          |
| ・ (学)東京音楽大学                        | 東京音楽大学新キャンパス新築工事              |
| ・ (株)パイロットコーポレーション、<br>阪神阪急不動産(株)他 | 京橋2-6計画設計業務・新築工事・監理業務         |
| ・ (学)桜美林学園                         | (仮称) 桜美林大学百人町キャンパス計画          |
| ・ 東日本高速道路(株)                       | 北海道横断自動車道 第二天神トンネル工事          |
| ・ 国土交通省中国地方整備局                     | 長門俵山道路大寧寺第1トンネル工事             |
| ・ 岩手県釜石市                           | 釜石市北ブロック復興整備事業                |
| ・ 埼玉県                              | 中川流域下水道終末処理場第2沈砂池ポンプ棟築造土木工事   |

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は約206億円であります。設備投資の主なものは、賃貸事業用土地・建物等の取得、当社において生産性の高い業務推進体制の構築に要したICT再構築費等であります。

また、連結子会社であるオフショアウィンドファームコンストラクション株式会社は、浮体式洋上風力発電事業において洋上施工に用いる船舶を建造しております。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において当社は、2018年12月21日に第4回無担保社債（5年債）50億円を発行いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、中長期的な観点から不確実性を増す社会・経済情勢、加速度的に進む技術革新、さらに2020年以降に予想される建設投資の減少、少子高齢化による担い手不足などの経営課題に迅速に対応し、持続的成長を実現していかなくてはならないと認識しております。

これらの認識を踏まえ、2017年5月に『「Assembly（組み立て）& Collaboration（共創）」による新価値の創造』を目指す姿とした「中期経営計画2019」を策定しました。

本計画では、「生産性 No.1・安全性 No.1 の進化」と「差別化価値の獲得」を柱とし、持続的成長に向けた収益基盤の構築を進めていきます。

##### 1. 中期経営計画2019で目指す姿

- 「Assembly（組み立て）& Collaboration（共創）」による新価値の創造
  - ① 生産性No.1・安全性No.1の進化
    - ： 1人当たり完成工事高30%向上・残業ゼロ・事故ゼロへの挑戦
  - ② 差別化価値の獲得
    - ： 強みの開拓と更なる強化、収益の多様化

##### 2. 2019年度 グループ業績目標

###### (1) 連結売上高・営業利益等

	2018年度実績	2019年度目標
連結売上高	5,104億円	5,000億円 程度
営業利益	345億円	250億円 以上
営業利益率	6.8%	5.0% 以上
労働生産性（個別）	1,786万円	1,500万円 以上

※ 労働生産性＝付加価値額（営業利益＋総額人件費）÷社員数（期中平均、派遣社員等を含む）

## (2) 事業別売上高・利益

	2018年度実績	2019年度目標	長期目標
連結売上高	5,104億円	5,000億円	
国内建築	3,601億円	3,400億円	
国内土木	1,003億円	1,150億円	
投資開発+新領域	109億円	85億円	
国内グループ会社	450億円	360億円	
海外	177億円	220億円	
連結消去	△238億円	△215億円	
営業利益	345億円 [ 100.0]	250億円 [100.0]	[100.0]
国内建築	254億円 [ 73.8]	165億円 [ 66.0]	[ 50.0]
国内土木	112億円 [ 32.5]	65億円 [ 26.0]	[ 15.0]
投資開発+新領域	9億円 [ 2.9]	4億円 [ 1.6]	[ 15.0]
国内グループ会社	15億円 [ 4.6]	16億円 [ 6.4]	[ 10.0]
海外	△40億円 [△11.7]	0億円 [ 0.0]	[ 10.0]
連結消去	△6億円 [ △2.1]	— [ — ]	[ — ]

※ 新領域は、エネルギー関連事業及びその他新規事業

※ [ ] は構成比率

※ 長期目標は、2020年以降を視野に入れた経営の方向性

## (3) 資本効率・株主還元

	2018年度実績	2019年度目標
ROE (自己資本利益率)	10.0%	8.0% 程度
総還元性向	24.0%	30.0% 程度

※ 総還元性向=総株主還元額 (配当総額+自社株式取得総額) ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益

## (4) 投資計画

	計画期間累計	年度平均
投資開発 (不動産等)	420億円	140億円
新領域 (エネルギー等)	240億円	80億円
技術研究所整備・ICT再構築	60億円	20億円
合計	720億円	240億円

### 3. 事業方針

#### (1) 生産性No.1・安全性No.1の進化

- ・設計・施工段階における業務（基本・実施設計、施工計画、労働環境整備等）のフロントローディングを推進する。
- ・自動化・機械化施工等、新技術・ICT（情報コミュニケーション技術）を開発し、適用する。

#### (2) 差別化価値の獲得

##### ① 国内建設事業

- ・安定成長分野：得意分野（病院・学校、再開発、山岳トンネル、区画開発等）において、当社グループ独自の価値を提供する。
- ・重点強化分野：高付加価値オフィスビル、大規模インフラ等の継続的な受注を目指す。

##### ② 戦略事業

- ・将来収益の柱とするべく「投資開発」「新領域」「国内グループ会社」「海外」へのリソースシフトを推進する。

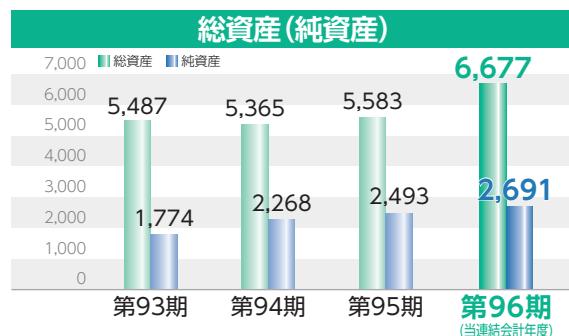
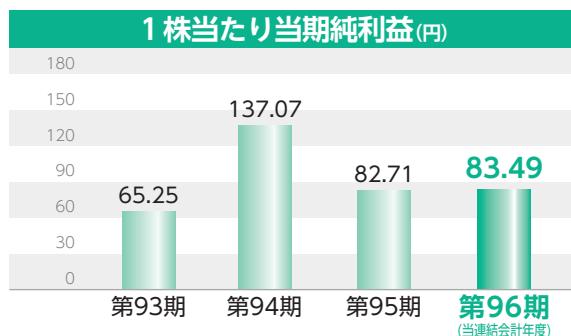
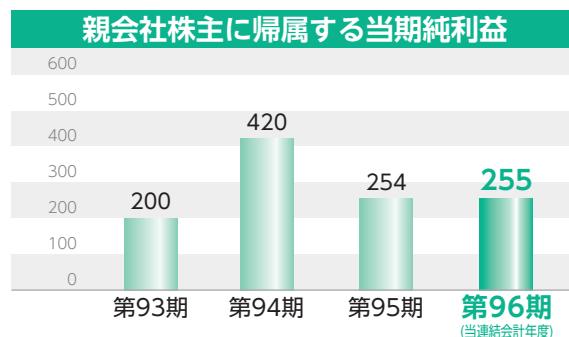
事業	主な取り組み
投資開発	<ul style="list-style-type: none"><li>・収益物件、区画開発事業等への投資及び運用</li><li>・京橋一丁目東地区開発計画（本社ビル建替え）の推進</li><li>・工作所等、社有資産の有効活用</li></ul>
新領域	<ul style="list-style-type: none"><li>・浮体式洋上風力発電の事業化</li><li>・新エネルギー、農業6次産業化、新規事業への取り組み</li></ul>
国内グループ会社	<ul style="list-style-type: none"><li>・全方位的顧客価値の提供、建設ライフサイクル事業（ビル管理、リニューアル、設備等）の強化</li><li>・M&amp;A等による特殊技術の獲得</li></ul>
海外	<ul style="list-style-type: none"><li>・ブラジル及び東南アジアにおける営業力の強化</li><li>・海外土木工事の継続的な受注</li><li>・保有技術の展開</li></ul>

#### (3) 経営基盤の強化とステークホルダー価値の向上

- ・人財流動化（ローテーション）、働き方改革を通じて、社員の多様化・多彩化・ポテンシャルアップを図る。
- ・キャッシュフローの改善及び適正な内部留保の確保（自己資本比率40%程度）により健全な財務体質を維持する。
- ・環境保全をはじめ、持続可能な社会の構築に向けた取り組みを推進する。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移 (単位：億円)

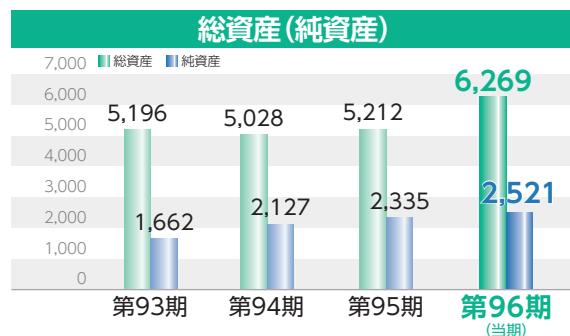
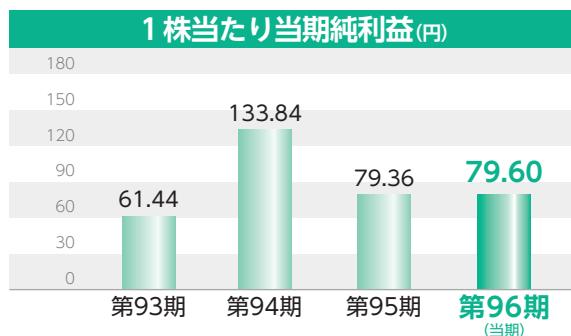
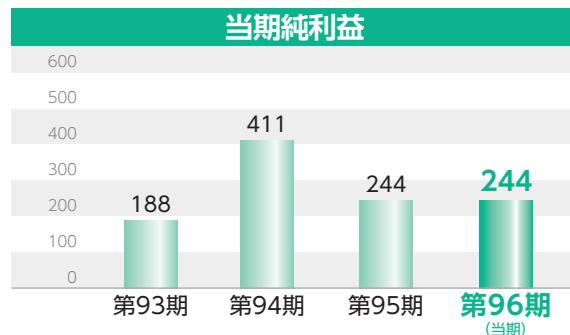


(単位：億円)

区分	2015年度 第93期	2016年度 第94期	2017年度 第95期	2018年度 第96期 (当連結会計年度)
売上高	4,926	4,227	4,290	5,104
親会社株主に帰属する当期純利益	200	420	254	255
1株当たり当期純利益	65.25円	137.07円	82.71円	83.49円
総資産 (純資産)	5,487 (1,774)	5,365 (2,268)	5,583 (2,493)	6,677 (2,691)

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の「総資産」は、当該会計基準を遡って適用した結果、56億円減少しております。

②当社の財産および損益の状況の推移 (単位：億円)



(単位：億円)

区分	2015年度 第93期	2016年度 第94期	2017年度 第95期	2018年度 第96期 (当事業年度)
受注高	4,207	4,785	4,495	5,492
売上高	4,634	3,995	4,003	4,680
当期純利益	188	411	244	244
1株当たり当期純利益	61.44円	133.84円	79.36円	79.60円
総資産 (純資産)	5,196 (1,662)	5,028 (2,127)	5,212 (2,335)	6,269 (2,521)

(注)「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度の「総資産」は、当該会計基準を適用した結果、56億円減少しております。

## (6) 重要な子会社の状況

### ①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
戸田ビルパートナーズ株式会社	100百万円	93.9%	不動産業・ビル管理業・建設業・保険代理業
戸田道路株式会社	100百万円	67.0%	建設業（道路舗装・一般土木）
株式会社アペックエンジニアリング	100百万円	100.0%	建設業（建築設備）
佐藤工業株式会社	100百万円	100.0%	総合建設業

連結子会社は、上記の4社を含めて21社であります。

### ②その他

#### 主な技術提携の状況

フォルツム社（フィンランド）と放射性廃棄物処分技術に関する技術提携を行っております。

## (7) 主要な事業内容 （2019年3月31日現在）

事業区分	事業の内容
国内建築事業	当社が行う国内におけるオフィスビル等の建築一式工事に関する調査、企画、設計、監理、施工等に関する事業
国内土木事業	当社が行う国内におけるトンネル等の土木一式工事に関する調査、企画、設計、監理、施工等に関する事業
投資開発事業	当社グループが行う不動産の自主開発・売買・賃貸等に関する事業
国内グループ会社事業	国内連結子会社が行う建築事業、土木事業、ビル管理を主とする不動産事業、貸金業、人材派遣業、リース業、ホテル業
新領域事業	国内における発電・売電事業、農業6次産業化等
海外事業	海外における建築事業、土木事業及び不動産事業

## (8) 主要な事業所等 (2019年3月31日現在)

### ① 当社

本店 東京都中央区京橋一丁目7番1号

支店

東京支店 (東京都中央区)

名古屋支店 (名古屋市)

首都圏土木支店 (東京都中央区)

札幌支店 (札幌市)

千葉支店 (千葉市)

東北支店 (仙台市)

関東支店 (さいたま市)

広島支店 (広島市)

横浜支店 (横浜市)

四国支店 (高松市)

大阪支店 (大阪市)

九州支店 (福岡市)

筑波技術研究所 (つくば市)

海外営業所および駐在員事務所

東南アジア統括事務所 (ベトナム)

シンガポール営業所 (シンガポール)

ヤンゴン営業所 (ミャンマー)

### ② 子会社

株式会社アペックエンジニアリング (埼玉)

オフショアウィンドファームコンストラクション株式会社 (東京)

千代田建工株式会社 (東京)

株式会社日新ライフ (東京)

戸田道路株式会社 (東京)

佐藤工業株式会社 (福島)

戸田ビルパートナーズ株式会社 (東京)

アメリカ戸田建設株式会社 (アメリカ)

戸田ファイナンス株式会社 (東京)

ブラジル戸田建設株式会社 (ブラジル)

東和観光開発株式会社 (山口)

タイ戸田建設株式会社 (タイ)

戸田スタッフサービス株式会社 (東京)

ベトナム戸田建設有限公司 (ベトナム)

五島フローティングウィンドパワー合同会社 (長崎)

## (9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

## ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,296名	302名増

## ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,078名	62名増

## (10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	18,054百万円
株式会社みずほ銀行	7,580百万円
株式会社三井住友銀行	3,915百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,730百万円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	759,000,000株
(2) 発行済株式の総数	322,656,796株
(3) 株主数	10,426名
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
大一殖産株式会社	38,315千株	12.48%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	16,272千株	5.30%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,905千株	4.20%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	9,080千株	2.95%
一般社団法人アリー	8,977千株	2.92%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	8,730千株	2.84%
株式会社三菱UFJ銀行	8,048千株	2.62%
戸田 博子	6,611千株	2.15%
三宅 雄一郎	6,148千株	2.00%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口 620090811)	6,002千株	1.95%

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式15,630千株があります。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
今井雅則	代表取締役社長	人財戦略室長
鞠谷祐士	代表取締役	管理本部長
宮崎博之	代表取締役	建築本部長
藤田謙	代表取締役	土木本部長
戸田守道	取締役	価値創造推進室長
大友敏弘	取締役	総務部長(兼) リスクマネジメント室長
植草弘	取締役	戦略事業推進室長
下村節宏	取締役	三菱電機(株)特別顧問 日本原子力発電(株)社外監査役
網谷駿介	取締役	
伊丹俊彦	取締役	長島・大野・常松法律事務所顧問 (株)北國新聞社監査役 (株)セブン銀行社外取締役
海老原恵一	常勤監査役	
大内仁	常勤監査役	
神谷和彦	監査役	公認会計士(神谷和彦公認会計士事務所) わらべや日洋ホールディングス(株)社外監査役 (株)ISホールディングス社外監査役 FDK(株)社外取締役(監査等委員) (株)ストライク社外取締役
安達久俊	監査役	
丸山恵一郎	監査役	弁護士(名川・岡村法律事務所) (学)東京音楽大学理事 (株)エイチワン社外取締役

- (注) 1. 取締役下村節宏氏、網谷駿介氏および伊丹俊彦氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役神谷和彦氏、安達久俊氏および丸山恵一郎氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役海老原恵一氏および監査役神谷和彦氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 ・常勤監査役海老原恵一氏は、長年にわたり当社の財務部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。  
 ・監査役神谷和彦氏は、公認会計士の資格を有しております。  
 4. 取締役下村節宏氏、網谷駿介氏、伊丹俊彦氏および監査役神谷和彦氏、安達久俊氏、丸山恵一郎氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 5. 事業年度中に退任した取締役および監査役は以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任日
代表取締役	秋場俊一		2018年6月28日
取締役	早川誠		2018年6月28日
常勤監査役	西牧武志		2018年6月28日

(ご参考)

当社では執行役員制度を導入しております。2019年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

* 執行役員社長	今 井 雅 則	執行役員	窪 田 浩 一
* 専務執行役員	鞠 谷 祐 士	執行役員	若 林 英 実
* 専務執行役員	宮 崎 博 之	執行役員	山 崎 俊 博
* 専務執行役員	藤 田 謙	執行役員	古 賀 孝 三
* 専務執行役員	戸 田 守 道	執行役員	舘 野 孝 信
* 常務執行役員	大 友 敏 弘	執行役員	神 尾 哲 也
* 常務執行役員	植 草 弘	執行役員	永 井 睦 博
常務執行役員	高 橋 浩 一	執行役員	大 谷 清 介
常務執行役員	山 田 裕 之	執行役員	吉 岡 耕 一 郎
常務執行役員	横 溝 祐 次	執行役員	竹 村 和 晃
常務執行役員	宮 地 淳 夫	執行役員	西 村 正
常務執行役員	浅 野 均	執行役員	内 藤 欣 雄
常務執行役員	長 田 眞 一	執行役員	市 原 卓
常務執行役員	増 田 義 明	執行役員	町 田 佳 則
常務執行役員	深 代 尚 夫	執行役員	永 島 潮
常務執行役員	三 宅 正 人	執行役員	曾 根 原 努
常務執行役員	徳 久 光 彦	執行役員	河 野 利 幸

(注) \*は取締役兼務者です。

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	12人	345百万円	(うち社外	3人	32百万円)
監査役	6人	61百万円	(うち社外	3人	24百万円)

(注) 上記には、取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬の費用計上額14百万円が含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
下村 節 宏	三菱電機(株)特別顧問 日本原子力発電(株)社外監査役	特別な取引関係はありません。
伊丹 俊 彦	長島・大野・常松法律事務所顧問 (株)北國新聞社監査役 (株)セブン銀行社外取締役	特別な取引関係はありません。
神谷 和 彦	公認会計士（神谷和彦公認会計士事務所） わらべや日洋ホールディングス(株)社外監査役 (株)ISホールディングス社外監査役 FDK(株)社外取締役（監査等委員） (株)ストライク社外取締役	特別な取引関係はありません。
丸山 恵 一郎	弁護士（名川・岡村法律事務所） (学)東京音楽大学理事 (株)エイチワン社外取締役	特別な取引関係はありません。

#### ②社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
下村 節 宏	取締役会17回のうち15回に出席し、会社の経営者としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
網谷 駿 介	取締役会17回のすべてに出席し、会社の経営者としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
伊丹 俊 彦	就任後の取締役会13回のすべてに出席し、検事としての経験および弁護士としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
神谷 和 彦	取締役会17回のうち16回に、監査役会19回のうち18回に出席しており、公認会計士としての専門的な見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
安達 久 俊	取締役会17回のすべてに、監査役会19回のすべてに出席しており、会社の経営者としての見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
丸山 恵 一郎	取締役会17回のすべてに、監査役会19回のすべてに出席しており、弁護士としての専門的な見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

青南監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①当社が支払うべき報酬等の額

54百万円

#### ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間および報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外のコンフォートレター作成業務を委託しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

## 5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社取締役は、経営方針並びに企業行動憲章に掲げる理念に基づき、その職務を適正に執行する。また、取締役会を原則、月一回開催し、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行うほか、以下の体制を定め、会社業務の適正を確保する。

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他情報につき、情報管理基本方針に則り情報管理規程等、各社内規程の定めに従い、適切に保存及び管理を行う。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理基本マニュアルに基づき、個別リスク毎に責任部門等を定め、会社全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
- ②経営会議及び戦略会議を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を審議する。
- ③業務執行にあたっては、職制規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等を定める。

#### (4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①社長を委員長とする本社コンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンスに関する重要方針を審議する。また、支店コンプライアンス委員会、担当部門、企業倫理ヘルプライン等によるグループ行動規範に基づく行動の監視、コンプライアンス教育の推進など、コンプライアンスの浸透に向けた施策を実施する。
- ②内部監査部門として監査室を置く。監査室は定期的に社内各部門の業務状況の監査を実施し、監査結果は取締役会及び監査役会へ報告する。

#### (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社に適用する行動理念・指針として「戸田建設グループ企業行動憲章」・「戸田建設グループ行動規範」を定め、グループ一体となったコンプライアンス体制を整備する。
- ②定期的にグループ統括会議を開催し、グループ会社との情報共有等を行うと共に、関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づき、経営上の重要事項に関して事前承認、報告を求め、管理する。
- ③グループ会社に、危機管理基本マニュアルに基づく個別の危機管理体制の整備、運用、及び重大事案等に関する適切な報告を求める。
- ④グループ会社の日常的モニタリングを行う部門としてグループ統括室及び海外事業部管理部を置き、関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づきグループ会社への支援、指導を実施すると共に、経営上重要な事項については当社取締役会に報告する。
- ⑤監査室によるグループ会社への業務監査を適宜実施し、監査結果を当社取締役会及び監査役会に報告する。また、法務部によるコンプライアンス教育の実施、企業倫理ヘルプラインの設置等により、コンプライアンス体制の実効性を確保する。

#### (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する部門として監査役室を置く。監査役室は監査役会直属の組織とし、監査役室の人事、組織変更等については、あらかじめ監査役会又は監査役会が指名する監査役の意見を求める。

## (7) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの業績に重要な影響を与える事実を知ったとき、直ちに当社監査役会に報告する。また、前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社取締役及び使用人並びにグループ会社取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 前項の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

## (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債権の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じた費用又は債務は、その請求に基づき速やかに処理する。

## (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役、会計監査人と定期的に経営情報を共有する機会を設ける。また、各種会議への出席の機会を設けると共に、適宜内容の報告を行う。

監査室は、監査役が職務を執行するにあたり、緊密な関係を保ち、協力する。

## 【当該体制の運用状況の概要】

当社では、上記方針に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました主な取り組みの概要は以下のとおりであります。

### (コンプライアンスに関する取り組み)

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会が主導して、「戸田建設グループ 企業行動規範」をはじめとした関連規程の整備、報告・相談窓口（企業倫理ヘルプライン）の設置・運用、教育啓発活動（eラーニング研修等各種集合研修）を継続的に実施しております。

当期の主な活動としては、上記の継続的諸施策・活動に加えて、コンプライアンスの諸施策・活動に関して、その効果を客観的に確認し更なる改善を図るためにグループ全社に対してコンプライアンス意識調査アンケートを実施し、各社および協力会社から意見を聴取し、理解度を確認しました。

### (リスク管理に関する取り組み)

代表取締役社長直轄のリスクマネジメント室とコンプライアンス委員会が連携して、経営目標の達成と事業活動に重大な悪影響を及ぼすリスクを把握し、リスク低減策を策定、実行するとともに、万一リスクが顕在化した場合の被害・損害をできる限り小さくするために必要な備えを部門横断的に実施しております。

当期においても、期初に各部門毎に抽出したリスクをリスク抽出リストとしてまとめ、その中から、当社グループにとって重要な重点管理リスクを選定し、優先的に対応していく体制を整備しております。また、期末に部署長、作業所長によるリスク抽出リストを用いた自部門のリスクの総点検を行い、来期活動計画に反映させるとともに継続的な改善により、危機の発生の未然防止を図りました。

### (子会社管理に関する取り組み)

子会社が当社に対し事前承認を求める、または報告すべき事項を定めた関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づき、必要に応じて子会社から当社に対し付議・報告がなされています。

また、子会社の経営内容及び経営方針を当社に対して報告・説明する定例会議においても、付議基準に基づき、必要に応じて付議・報告が行われました。また、規程などに基づき付議・報告がなされていることについては監査室や会計監査人が往査や評価を行い、子会社管理を所管する戦略事業推進室及び海外事業部が、その報告を受けることにより確認しております。

### (監査役監査に関する取り組み)

監査役は、取締役会のほか監査役が必要と認める重要会議への出席、事業部門、各支店及び作業所などへの往査・ヒアリング、当社及び当社の重要な子会社の代表取締役との面談などを行いました。

会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告（年次）及び会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領並びに情報交換・意見交換を行うほか、会計監査人の選定に関わる協議も実施しました。

また、社内監査部門である監査室とは、定期的及び必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図りました。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえば利害関係者との良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

①当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、1967年に経営方針を制定し、これに基づいた企業活動を行うことでお客様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の構築に努めてまいりました。

一方で、社会情勢や社会的要請、当社グループの事業構成等につきましては、約50年前の制定当時と大きく状況が変化しています。こうした背景から、当社の歴史の中で培われてきた価値観や精神を再確認するとともに、未来に向けた指針を改めて明文化していくことが必要となり、2017年1月、持続的成長の実現及び企業理念に基づく経営体制の強化を目的に経営方針を含む「企業理念」全体を見直し、改定を行っております。

その改定においては、従来の経営方針の内容をベースにCSR（企業の社会的責任）やCSV（共通価値の創造）等の観点を踏まえ、その適用範囲につきましては当社単体から当社グループ全体へと拡大

したものとなっております。併せて行動理念である「企業行動憲章」の改定とともに、2015年制定の「グローバルビジョン」を含めた理念体系の整備を行いました。

経営環境の変化が予想される中、当社グループ全体で目的意識を共有し諸課題に取り組んでいくことを持続的成長の実現に向けた強い原動力としていきます。今後ともこの企業理念に基づく活動を推進し、当社グループの存在価値を高め、社会の発展に貢献してまいります。

## ②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年6月29日開催の当社第94回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）を継続することに関して決議を行い、株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応策の概要は次のとおりです。

### ア 本対応策に係る手続き

#### a 対象となる大規模買付等

本対応策は以下の(a)又は(b)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本対応策に定められる手続きに従わなければならないものとします。

(a) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(b) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### b 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本対応策に定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

c 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を日本語で提供していただきます。

d 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(a) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(b) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(a)、(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様の開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

e 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとし、その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができるものとし、

(a) 買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

#### (b) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。ただし手続きが遵守されている場合でも、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告する場合があります。

#### f 取締役会の決議

当社取締役会は、eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、

#### g 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 f の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとし、

#### h 大規模買付等の開始

買付者等は、本対応策に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとし、

#### イ 本対応策における対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記ア f に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うこととします。

ウ 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の有効期間は、2017年6月29日開催の第94回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本対応策を修正し、又は変更する場合があります。

**(3) 上記(2)の取組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由**

当社取締役会は、「中期経営計画」及びそれに基づく施策は当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、(1)の基本方針に沿うものと判断しております。また、次の理由から上記(2)②の取組みについても上記(1)の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

①買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

②当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、当社株式等に対する大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするものです。

### ③株主意思を重視するものであること

当社は、本対応策の継続に関する株主の意思を確認するため、2017年6月29日に開催された第94回定時株主総会において本対応策の継続に関する議案を付議し、その承認可決を受けております。また、本対応策の有効期間は2020年6月開催予定の当社第97回定時株主総会終結時までであり、また、その有効期間の満了前に開催される当社株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策も当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

### ④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本対応策の運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、本対応策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

### ⑤合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、上記(2)②アに記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

### ⑥デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(2)②ウに記載のとおり、本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。

また、当社は期差任期制を採用しておりません。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>364,835</b>	<b>流動負債</b>	<b>293,829</b>
現金預金	97,450	支払手形・工事未払金等	115,318
受取手形・完成工事未収入金等	225,685	短期借入金	29,451
販売用不動産	9,162	コマーシャル・ペーパー	50,000
未成工事支出金	16,719	未払法人税等	9,882
その他のたな卸資産	2,029	未成工事受入金	30,059
その他	15,336	賞与引当金	6,596
貸倒引当金	△1,548	完成工事補償引当金	4,390
<b>固定資産</b>	<b>302,886</b>	工事損失引当金	3,601
<b>有形固定資産</b>	<b>109,434</b>	預り金	26,355
建物・構築物	18,953	その他	18,172
機械、運搬具及び工具器具備品	2,807	<b>固定負債</b>	<b>104,699</b>
土地	82,199	社債	25,000
リース資産	52	長期借入金	27,573
建設仮勘定	5,420	繰延税金負債	18,424
<b>無形固定資産</b>	<b>7,962</b>	再評価に係る繰延税金負債	7,235
のれん	589	役員退職慰労引当金	180
その他	7,373	役員株式給付引当金	172
<b>投資その他の資産</b>	<b>185,489</b>	関係会社整理損失引当金	42
投資有価証券	178,643	退職給付に係る負債	21,446
長期貸付金	434	資産除去債務	1,183
退職給付に係る資産	1,930	その他	3,441
繰延税金資産	582	<b>負債合計</b>	<b>398,529</b>
その他	4,132		
貸倒引当金	△234		
		<b>純資産の部</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>195,182</b>
		資本金	23,001
		資本剰余金	25,743
		利益剰余金	155,875
		自己株式	△9,438
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>70,974</b>
		その他有価証券評価差額金	67,330
		繰延ヘッジ損益	28
		土地再評価差額金	5,592
		為替換算調整勘定	△955
		退職給付に係る調整累計額	△1,021
		<b>非支配株主持分</b>	<b>3,035</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>269,193</b>
<b>資産合計</b>	<b>667,722</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>667,722</b>

## 連結損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	494,826	
投資開発事業等売上高	15,610	510,436
売上原価		
完成工事原価	431,931	
投資開発事業等売上原価	11,395	443,327
売上総利益		
完成工事総利益	62,895	
投資開発事業等総利益	4,214	67,109
販売費及び一般管理費		32,591
<b>営業利益</b>		<b>34,518</b>
営業外収益		
受取利息	171	
受取配当金	3,126	
保険配当金	238	
その他	493	4,030
営業外費用		
支払利息	779	
支払手数料	172	
その他	104	1,055
<b>経常利益</b>		<b>37,493</b>
特別利益		
固定資産売却益	25	
投資有価証券売却益	3,060	
その他	38	3,124
特別損失		
固定資産廃棄損	503	
減損損失	1,658	
その他	114	2,276
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>38,341</b>
法人税、住民税及び事業税	11,762	
法人税等調整額	784	12,546
<b>当期純利益</b>		<b>25,794</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		199
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>25,595</b>

## 連結株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,001	25,681	136,336	△9,437	175,582
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△6,140		△6,140
親会社株主に帰属する 当期純利益			25,595		25,595
自己株式の処分				5	5
自己株式の取得				△5	△5
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		64			64
連結子会社の増資による 持分の増減		△2			△2
土地再評価差額金の取崩			84		84
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	62	19,538	△0	19,600
当期末残高	23,001	25,743	155,875	△9,438	195,182

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	66,969	△3	5,676	△658	△1,249	70,734	3,078	249,394
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△6,140
親会社株主に帰属する 当期純利益								25,595
自己株式の処分								5
自己株式の取得								△5
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								64
連結子会社の増資による 持分の増減								△2
土地再評価差額金の取崩								84
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	361	31	△84	△296	227	240	△42	197
連結会計年度中の変動額合計	361	31	△84	△296	227	240	△42	19,798
当期末残高	67,330	28	5,592	△955	△1,021	70,974	3,035	269,193

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>327,093</b>	<b>流動負債</b>	<b>273,672</b>
現金預金	78,048	支払手形	2,449
受取手形	4,592	電子記録債権	23,814
電子記録債権	231	工事未払金	83,644
完成工事未収入金	208,060	短期借入金	23,586
販売用不動産	8,270	リース債務	21
未成工事支出金	13,994	コマーシャル・ペーパー	50,000
不動産事業支出金	1,121	未払法人税等	9,289
未収入金	977	未成工事受入金	26,124
立替金	11,353	預り金	24,184
その他	2,095	賞与引当金	6,105
貸倒引当金	△1,653	完成工事補償引当金	4,288
<b>固定資産</b>	<b>299,827</b>	工事損失引当金	3,526
<b>有形固定資産</b>	<b>94,500</b>	従業員預り金	8,713
建物・構築物	13,920	その他	7,925
機械・運搬具	196	<b>固定負債</b>	<b>101,078</b>
工具器具・備品	707	社債	25,000
土地	75,255	長期借入金	27,573
リース資産	52	リース債務	27
建設仮勘定	4,368	繰延税金負債	18,227
<b>無形固定資産</b>	<b>7,371</b>	再評価に係る繰延税金負債	7,235
<b>投資その他の資産</b>	<b>197,955</b>	退職給付引当金	19,917
投資有価証券	170,262	役員退職慰労引当金	124
関係会社株式・関係会社出資金	21,784	役員株式給付引当金	172
長期貸付金	430	関係会社事業損失引当金	163
破産更生債権等	0	資産除去債務	236
長期前払費用	232	その他	2,400
前払年金費用	2,652	<b>負債合計</b>	<b>374,750</b>
その他	2,826	<b>純資産の部</b>	
貸倒引当金	△234	<b>株主資本</b>	<b>179,257</b>
		資本金	23,001
		資本剰余金	25,573
		資本準備金	25,573
		利益剰余金	140,121
		利益準備金	5,750
		その他利益剰余金	134,370
		建設積立金	50,000
		別途積立金	56,774
		繰越利益剰余金	27,596
		自己株式	△9,438
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>72,912</b>
		その他有価証券評価差額金	67,289
		繰延ヘッジ損益	29
		土地再評価差額金	5,592
		<b>純資産合計</b>	<b>252,170</b>
<b>資産合計</b>	<b>626,920</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>626,920</b>

損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	458,657	
投資開発事業等売上高	9,427	468,084
売上原価		
完成工事原価	399,925	
投資開発事業等売上原価	6,951	406,876
売上総利益		
完成工事総利益	58,731	
投資開発事業等総利益	2,476	61,208
販売費及び一般管理費		28,992
<b>営業利益</b>		<b>32,215</b>
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	3,106	
保険配当金	238	
その他	451	3,820
営業外費用		
支払利息	667	
社債利息	88	
支払手数料	171	
その他	78	1,006
<b>経常利益</b>		<b>35,029</b>
特別利益		
固定資産売却益	25	
投資有価証券売却益	3,060	
その他	59	3,146
特別損失		
固定資産廃棄損	503	
減損損失	1,503	
関係会社株式評価損	82	
関係会社事業損失引当金繰入額	157	
その他	111	2,358
<b>税引前当期純利益</b>		<b>35,817</b>
法人税、住民税及び事業税	10,571	
法人税等調整額	841	11,412
<b>当期純利益</b>		<b>24,405</b>

## ■ 株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					建設積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	23,001	25,573	25,573	5,750	35,000	56,774	24,247	121,772
事業年度中の変動額								
建設積立金の積立					15,000		△15,000	—
剰余金の配当							△6,140	△6,140
当期純利益							24,405	24,405
自己株式の処分								
自己株式の取得								
土地再評価差額金の取崩							84	84
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	15,000	—	3,348	18,348
当期末残高	23,001	25,573	25,573	5,750	50,000	56,774	27,596	140,121

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△9,437	160,909	66,926	△3	5,676	72,599	233,508
事業年度中の変動額							
建設積立金の積立		—					—
剰余金の配当		△6,140					△6,140
当期純利益		24,405					24,405
自己株式の処分	5	5					5
自己株式の取得	△5	△5					△5
土地再評価差額金の取崩		84					84
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			363	33	△84	312	312
事業年度中の変動額合計	△0	18,348	363	33	△84	312	18,661
当期末残高	△9,438	179,257	67,289	29	5,592	72,912	252,170

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

戸田建設株式会社  
取締役会 御中

青南監査法人

代表社員 公認会計士 小平 修 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鈴木 大輔 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、戸田建設株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、戸田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

戸田建設株式会社  
取締役会 御中

青南監査法人

代表社員 公認会計士 小平 修 印  
業務執行社員代表社員 公認会計士 鈴木 大輔 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、戸田建設株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

戸田建設株式会社 監査役会

常勤監査役	海老原 恵 一	Ⓔ
常勤監査役	大内 仁	Ⓔ
監査役(社外監査役)	神谷和彦	Ⓔ
監査役(社外監査役)	安達久俊	Ⓔ
監査役(社外監査役)	丸山 恵一郎	Ⓔ

以上

## 第96回定時株主総会会場ご案内



### 交通のご案内

- JR東京駅  
八重洲中央口より徒歩6分
- 東京メトロ銀座線  
京橋駅より徒歩4分

### 会場

東京都中央区京橋1丁目10番7号  
KPP八重洲ビル7階 AP東京八重洲通り  
電話 (03) 6228-8109

会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用下さい。